

# 第3回神崎町・大河内町合併協議会会議録

開会日時 平成16年3月20日(土) 午後1時30分

場 所 大河内町保健福祉センター  
2階福祉講習室

神崎町・大河内町合併協議会

# 神崎町・大河内町合併協議会委員名簿

## 神崎町選出

## 大河内町選出

区分	氏名	適用	出欠
1号委員	足立 理秋	町長	出
2号委員 3名	多田 昌	議員	出
	中塚 義之	〃	出
	奥野 恒夫	〃	出
3号委員 10名	高橋 勝洋	学識経験者	出
	竹國 洋子	〃	出
	中山祐美子	〃	出
	井上 秀男	〃	出
	廣納 正	〃	出
	足立 高正	〃	出
	堀口 勝久	〃	出
	尾上 徳美	〃	出
	藤原 鉄也	〃	出
	松原 博興	〃	出
8条委員	前川 清寿	県会議員	出
	馬場 英司	中播磨県民局長	欠

区分	氏名	適用	出欠
1号委員	上野 英一	町長	出
2号委員 3名	小寺 義裕	議員	出
	立石 富章	〃	出
	高内 直喜	〃	出
3号委員 10名	岩本 精介	学識経験者	出
	正城眞佐子	〃	出
	上垣 博	〃	出
	藤原 昇	〃	欠
	松山 陽子	〃	出
	藤原 安晴	〃	出
	日和 貞憲	〃	出
	生田 良昭	〃	出
	藤原 博一	〃	出
	立岩三代子	〃	出

会 議 録

会議の名称	神崎町・大河内町合併協議会	
開催日時	平成16年 3月20日(土) 開会 13時30分 閉会 15時20分	
開催場所	大河内町保健福祉センター 2階福祉講習室	
議長氏名	小寺義裕	
出席者氏名	別紙「出席者名簿」のとおり	
欠席者氏名	別紙「欠席者名簿」のとおり	
会議事項	<p>1 協議 協議第10号 合併の目標期日について</p> <p>2 提案 提案第6号 平成16年度神崎町・大河内町合併協議会歳入歳出予算(案)について 提案第7号 電算システムの取り扱いについて</p>	<p>2 会議結果 継続審議</p>
会議の経過	別添のとおり	
会議資料	別添資料あり	
会 議 録 の 確 定		
確 定 年 月 日	署 名 押 印	
平成16年 月 日	署名委員 足立高正 印 生田良昭 印	

会 議 経 過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
内藤（事務局長）	<p>それでは、皆さんこんにちは。</p> <p>ご案内の時間になりました。第3回の神崎町・大河内町合併協議会を開催をいたしましたところ、委員の皆様方にはご多忙の中をご出席賜りましてありがとうございます。</p> <p>早速でございますが、初めに本会副会長の上野大河内町長さんからごあいさつをいただきます。</p>
上野（副会長）	<p>皆さんこんにちは。</p> <p>大変ご苦労さまです。今日は少し肌寒いですが、3月に入ってから随分と春らしくなってきました。田んぼの麦も伸びてきたりとして、農作業など何かと気ぜわしくなってきましたが、第3回合併協議会に参加をいただきましてありがとうございます。</p> <p>また、前川先生、青山副局長、お忙しいところをありがとうございます。</p> <p>さて、これから新町建設計画などを議論していただくわけですが、前川先生の機関誌にどうも合併議論が住民サイドに立った議論でなく、行政サイド、行政の都合による議論がなされている旨のコメントが載っていました。私ども合併議論は世の中の流れだからしかたがないではなく、本来合併をしてどんな町を作るのか、こんなまちづくりを行うために合併をする、合併をすればこんな町になるんですよということが示せなければいけないと考えています。しかし、残念ながら国策だから、財政がもたないからと、いわゆる行政サイド、行政の都合の議論となっているのも平成の合併の現実だというふうに思います。</p> <p>今、神崎、大河内両町で平成16年度新年度予算の審議が行われていますが、三位一体改革の具体的な施策の第一段階として地方交付税、補助金の削減が行われました。大河内町では交付税が6,600万円、臨時財政対策債で7,300万円、合計1億3,900万円が減少しています。神崎町では交付税が1億1,000万円、臨時財政対策債が9,700万円、合計2億700万円減少しており、両町合わせて3億4,600万円の財源が減少いたしております。両町とも相当の歳出削減の努力を行い、基金の取り崩しで何とか予算をくったというのが現状であります。両町とも集落懇談会で2町合併の財政シミュレーションをお示しいたしましたが、それは合併特例債の基金10億8,000万円を積んでは崩し、積んでは崩しで何とか10年間は黒字となる中身でした。しかし、今回の三位一体改革、地方交付税の削減3億4,600万円をそのまま乗せますと、合併当初から3</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
内藤（事務局長）	<p>億円余りの赤字財政となります。ですから新町建設計画では、相当に厳しい議論となるというふうに思います。</p> <p>その中で、合併すればこんな町になるんですよと、住民の皆さんが将来に夢や展望の持てる提起ができなければいけないと考えています。真摯な議論をお願いいたしまして、冒頭厳しいことを申し上げましたけれども、開会に当たってのごあいさつとさせていただきます。よろしく願いをいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、議長、進行をよろしく願いいたします。</p> <p>なお、藤原昇委員さんがご欠席でございます。</p>
小寺（議長）	<p>それでは、早速ですが、本日の議事に入りたいと思います。</p> <p>本日の出席は28名中27名で、定足数に達しておりますので会議が成立いたしております。</p> <p>また、本日は顧問の前川県議員さん、ご多忙のところありがとうございます。なお、中播磨県民局長さんの代理といたしましては、青山副局長さんにご出席をいただいております。どうもありがとうございます。</p> <p>それでは、ただいまから第3回神崎町・大河内町合併協議会を開会します。</p> <p>まず、会議録署名委員に会議運営規程第4条第2項によりまして、足立高正委員、生田良昭委員をそれぞれご指名申し上げます。</p> <p>それでは、早速議事に移ります。</p> <p>報告第14号の神崎町・大河内町合併協議会監査に関する要領について、事務局の説明をお願いいたします。</p>
浅田（事務局）	<p>ご説明申し上げます。</p> <p>報告第14号、皆様方資料の1ページの方をおめくりいただきたいと思っております。</p> <p>神崎町・大河内町合併協議会監査に関する要領について。</p> <p>神崎町・大河内町合併協議会監査に関する要領について報告する。平成16年3月20日報告、神崎町・大河内町合併協議会会長足立理秋でございます。</p> <p>お手元の資料をおめくりいただきまして、2ページの方をごらんいただきたいと思っております。</p> <p>去る16年2月4日に協議会が立ち上がりました。それで、両町の議会を経由いたしまして両町で補正予算を組んでいただきまして、16年2月4日から3月31日までの15年度分、トータル473万円</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>の予算をもって現在執行さしていただいております。後ほど平成16年度の当初予算案につきましてご説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、この両町の負担金につきましても公金という取り扱いになってまいりますので、監査委員さんを設置をし、監査の報告をするという中で、監査の内部規定でございます要領を制定させていただいたものでございます。この要領につきましては、両町の監査委員さん並びに両町の正・副幹事長、両町の正・副会長の決裁をいただきまして策定をさしていただいております。</p> <p>条文は6つからなっております、まず第1条では、趣旨をうたわせていただいております。本協議会の規約第17条に規定する監査に関しての必要な事項を定めておるものでございます。第2条で定例監査ということで、監査は年1回以上行うということでございます。そして、第3条では、臨時の監査を行える条文をうたっております。そして、第4条では、この出納検査ということで年3回、8月、12月、3月に行うものとするということで条文をうたわせていただいております。そして、第5条では、決算の審査ということで、検査委員は決算及び証書類が審査に付されたときは30日以内に意見をつけて会長に送付をしなければならないということでございます。こういった決算審査内容等につきましても、協議会の方でご報告を今後はさせていただきたいというところでございます。第6条では、委員規定ということで設けさせていただきまして、この要領につきましては、16年2月4日から施行するということでございます。</p> <p>なお、神崎町の監査委員さんは2月15日の第1回の協議会でご報告をさせていただきましたように、太田昭男委員さん、それから大河内は藤原建さんでございます。</p> <p>そして、15年度の監査につきましては、今月3月31日の午前10時から15年度分の監査をしていただくというふうに決めております。</p> <p>以上、簡単ではございますが、監査に関する要領についてご報告をさせていただきます。</p> <p>報告第14号の神崎町・大河内町合併協議会監査に関する要領について、何かございますか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>特に意見がないようですので、次に移らせていただきます。</p> <p>報告第15号の第1回新町建設計画小委員会の開催報告について、事務局説明をお願いいたします。</p>
小寺（議長）	
小寺（議長）	

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
浅田（事務局）	<p>報告第15号第1回新町建設計画小委員会の開催報告について。</p> <p>第1回新町建設計画小委員会の開催について報告する。平成16年3月20日報告、神崎町・大河内町合併協議会会長足立理秋でございます。</p> <p>皆様方の資料の方に別紙でお配りをさせていただいておりますけれども、そちらの方と合わせながらひとつご確認をいただきたいというふうに思います。</p> <p>ご存じのように、本協議会には小委員会を設置をいたしております。その一つに、新町の名称そして庁舎等の位置を検討する小委員会、これは10名の委員さんで組織をされております。</p> <p>そして、もう一つの委員会、第2委員会の方が、協議会で新しい町の建設的な計画を作ってまいります新町建設計画の小委員会ということでございまして、去る3月18日にこの保健福祉センターの方で今後の進め方等につきまして検討をいただきました。</p> <p>まず、この新町建設計画の会議を運営してまいります主な組織についての決定等をいただきました。</p> <p>まず、第2の委員会の方の委員長さんには、神崎町の井上秀男さんに委員長にご就任をいただきました。そして、副委員長には大河内町の日和貞憲氏に副委員長としてご就任をいただいております。</p> <p>そして、議題といたしましては4つ検討をいたしました。</p> <p>まず、1点目が新町建設計画の策定の基本的な考え方につきまして検討をいただきました。そちらの方は、皆様方の別紙でつけております資料の1ページをめくっていただきまして、それぞれ資料の上の方に資料1、2という形でお示しをさせていただいておりますけれども、両町の新しいまちづくりを行う際に、それぞれこれまで両町が進んでまいりました歴史、文化、いろんなものが特出したものがございまして、そういったものを基本的に生かしながら、両町が新しく町になった場合のまちづくりにはどんなものが要るのかということを含めました基本的な項目を計画の趣旨とさせていただきまして構成をしていきたいというふうに決定をいただきました。</p> <p>そして、その期間は、両町とも現在大河内町では振興計画、神崎町では第4次長期総合計画といったものを平成13年から10力年で計画を持っておるんですけども、新しい新町の建設計画につきましては、特に兵庫県の場合、県からのご指導等をいただきながら、当然新しいまちづくりにはお金の問題がセットになってまいりますので、おおむね15年という期間の計画を持って作ってまいりたいというところ</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>でございます。</p> <p>そして、資料2の方で今後のスケジュールということでたくさん書かしていただいておりますけれども、この3月末からは、おおむね8月末を目途に約半年間ほどの期間にこの新町建設計画の素案的なものをある程度作りまして、県との事前協議、また両町の住民の皆さん方への説明を行わさしていただき、県との最終的な協議をして県を經由して国の方に提出をいただくということで、この新町建設計画につきましては、基本的に平成16年、年内いっぱいを目途に今後進めてまいりたいというところでございます。</p> <p>そして、当協議会には、この第2小委員会の方には3つの分科会を設けてございます。1点目が民生・福祉分科会、そして2点目が産業・建設分科会、そして3点目が総務・文教の分科会ということで、協議会の2号委員さん、3号委員さん、それと両町長が指名をされました両町からの12名の委員さんという形で、計28名の方で3つに分かれていただいて今後は分科会を進めてまいります。</p> <p>そして、小委員会の方でいろいろ検討をいただき、協議会の方に大きな項目等につきましては協議をいただくという形に進めてまいりたいというふうに思っております。</p> <p>なお、分科会のそれぞれの分科会長さんにつきましては、協議会資料の方のところに書かしていただいておりますように、民生・福祉の分科会につきましては、会長に神崎町の坂田篤彦様、産業・建設の分科会の会長には大河内町の高内直喜様、総務・文教の分科会につきましては大河内町の藤原博一様、この方々によりまして、一番末端の具体的な事業等につきまして今後それぞれの3つの分科会で検討をしてまいるということで決定をいただきました。</p> <p>そして、この小委員会の方なんですけれども、協議会の方は、傍聴また会議等は原則公開という形にさしていただいております。そして、小委員会の方につきましても、全体の小委員会につきましては協議会と同様原則会議を公開するという形にさしてまいりたいということで、了承をいただいたところでございます。</p> <p>そして、資料4の方では、この協議会の小委員会の第1、第2のメンバーと、それから一番最後のページには両町の町長が指名した委員、そして分科会の流れという形で掲載をさしていただいております。</p> <p>今後は、分科会を中心と言いながらも、役場内部の方で各担当レベル、また課長さんを中心とした専門部会も作っておりますので、そ</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>らの方と本業務を委託しておりますコンサル業者との調整をしながら、分科会、小委員会、協議会という形で項目について協議をしてみたいというふうに考えておりますので、今後ともよろしく願いいたします。</p> <p>以上、簡単ではございますけれども、去る3月18日に開催をいたしました新町建設計画の小委員会についての報告を終わらせていただきます。</p> <p>報告のありました第1回新町建設計画小委員会の開催報告について、質疑等がございましたらお受けしたいと思います。</p> <p>質疑のある方はどうぞ。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
小寺（議長）	<p>質疑がないようですので、2番の協議事項に入りたいと思います。</p> <p>協議事項につきましては、前回提案申し上げ、今回協議事項として提案しております協議第10号の合併の目標期日について、事務局の説明をお願いします。</p>
浅田（事務局）	<p>協議第10号につきましてご説明を申し上げます。</p> <p>合併の目標期日について。</p> <p>合併の目標期日について提出する。平成16年3月20日提出、神崎町・大河内町合併協議会会長足立理秋。</p> <p>合併の目標期日は、平成17年11月1日とするということで提案をさしていただいております。</p> <p>資料1ページおめくりいただきまして、合併の目標期日についてということで4項目上げさしていただいております。後ほど資料等を本日配付をさしていただいておりますので、その資料を交えながらご説明をさしていただきたいというふうに思います。</p> <p>まず、1点の調整方針というところで、合併の目標期日を平成17年11月1日とするということであわせていただいております。</p> <p>2点目に、11月1日にする根拠というところでございます。現在国の方におきまして、「市町村の合併の特例に関する法律」の一部改正が法律案として閣議決定をされまして今国会に提出の見込みでございます。そういうところから、後ほど皆様方資料の7ページの方に資料をつけておりますけれども、そちらと合わせながらご説明をさしていただきたいと思います。</p> <p>そして、3点目に、選定理由といたしまして3つ上げさせていただきます。まず1点目が、いわゆる法律改正が行われますよと</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>いう見込みのもとで、まずこの11月1日というものを設定させていただいております。</p> <p>2点目に、合併の申請につきましては、協議会から兵庫県議会の議決、そして国の総務大臣の方への届け出、また国の方での告示、そしてまた戻りまして、兵庫県会でのいろんな条例関係の可決、そういったものでタイムスケジュール的なものに相当の日数を要してまいるところでございます。そういったところから、11月1日というものを選定をまずさせていただいております。</p> <p>それとあわせまして、これはそれぞれ新町になった場合のいろんな事務的な作業も含めながら上げさせていただいておりますけれども、合併期日後のまず予算関係、それから町長の選挙、それから新町の新年度の予算、そういったものが円滑に行えるように11月1日というものを設定をさせていただいたところでございます。</p> <p>4点目には、11月1日の合併を想定した場合の予算につきまして少し書かさせていただいておりますけれども、この17年11月1日をした場合には、本当に両町通常の予算を上げながら、また途中で11月1日以降暫定的な予算、そして新しい予算という複雑な格好になってございますので、そういったあたりも想定をいたしながら11月1日というものを設定をさせていただいたところでございます。</p> <p>それでは、資料を少し、縦、横になりますけれども、現在国の方からお示しをいただいております法律の改正案というものが、私どもの方に資料として県民局を通じまして届いておりますので、少しご説明をさせていただきたいと思っております。</p> <p>お手元に別紙で参考資料というものを、丸印のついたもの3つを上げておりますけれども、それと少し合わせながら見ていただければと思います。</p> <p>今回国の方は、地方分権また少子・高齢化社会、そういった観点から、地方自治体のあり方といったものの観点から3つの新しい法律と申しますか、一部改正を含めて国会で審議をされようとしております。</p> <p>まず、その一つが、現在全国でいろいろ合併問題について協議をなされております合併特例法の一部改正並びに新しい合併の法律の関係でございます。現在の合併の法律は、17年3月31日で失効いたします。したがって、17年4月1日以降に新しい法律が必要になってまいります。そういったことも含めながら、先ほどの期日、11月1日というものを設定いたしましたのは、こういう国の方で法律が</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>恐らく改正をなされるであろうという想定のもとに設定をいたしてあるわけでございます。現在の法律では、17年3月31日までに合併をしなければならないということになっておりますけれども、現在国の方はこの3つの法律をもちまして、6月ごろに可決をされるという見込みを情報として持っております関係上、11月1日というものを期日にさしていただいております。</p> <p>7ページの方に簡単な図示がございますけれども、現在の法律は17年3月31日までに合併をする市町村につきましては、いろんな財政的な優遇措置、またいろんな特例措置があるわけなんですけれども、それを今回の一部改正等の法律で17年3月末までに合併の協議をして申請をし、18年3月31日までに合併をすれば、いわゆる従来の法律の適用をいたしましょうということが現在国の方で動きとしてございます。しかしながら、まだ法律がきちっと改正を条文化されておきませんので、現段階では見込みという想定でさしていただいております。こういったところから、国の動きというものを見きわめながらその法律改正を待って進めればいいんですけれども、なかなか18年3月末までに新町の建設計画にいたしましても、新町の名称また庁舎の位置、そういった大きな協定項目、そういったものにはかなりの時間を要してまいります。そういった面から、少しでもそういった法律改正がなされるであろうという見込みのもとに、この期日を設定をさしていただいております。そのあたりは県民局とも十分調整をしながらやっておるわけでございます。</p> <p>したがって、協議会の決定にもよりますけれども、本来の法律がきちっと改正をされるであろう6月ぐらいのときにこの期日をきちっと決めていくということで、協議会で早急に決定を出さなくても、随時国また県からの情報をいただきながら皆様方に情報を流していくとともに、正式に国会の方で法律が通れば、その時点で合併期日を審議するという形で継続審議という形もとれますので、あわせましてひとつよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>なお、17年4月1日以降に新しい法律に基づいて合併をされる場合には、この7ページの図にもございますように、合併特例債また3万人の市の特例、市の特例というものは両町の場合関係ございませんけれども、こういったものが新しい法律では廃止をされるというところがございます。そして、17年4月1日以降に合併申請をする場合には、いわゆるこれから国とか県、そういったところが、右側の方に白丸で3点ほど上がっておるようなことも条文の中に入ってくるとい</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>うことでございます。そして、交付税の関係につきましても旧法と違いまして、やはり段階的に5年というふうな形で縮小されてまいりますので、そのあたりもひとつ目を通していただければと思います。</p> <p>なお、新しい法律の予定は、一応17年4月1日から5年間という時限立法を予定されておるといところでございます。</p> <p>なお、従来から地方自治体の合併の人口要件、1万人といったことがよく言うておりまして、新聞等でも載せる、載せないというふうなことが言われておりましたけれども、この基礎的自治体要件の人口1万人といったものについては、うたわれておる今回の案ではないといところでご理解をいただきたいというふうに思います。</p> <p>以上、私どもも十分な把握をまだいたしておりませんし、法律の内容につきましても条文を詳しく理解をいたしてない部分がございますので、大変恐縮なんですけれども、以上こういう流れになるということで、合併の期日とあわせまして、ひとつよろしくお願いしたいといところでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、合併の目標期日の説明がございました。</p> <p>第2回の法定協議会のときに提案をいたしましてから、関係法案等の動向等を踏まえて詳しい資料を本日添付をいたしております。</p> <p>ここで委員の皆様方のご意見をお聞きをいたしたいと思います。</p> <p>ご意見のあり方はどうぞ。</p> <p>ご意見ございませんか。</p> <p>藤原博一委員。</p>
藤原（博）委員	<p>大河内町の藤原でございます。</p> <p>新聞情報等によりますと、優遇処置の期間が長くなるとか、短くなるとかというようなことがちょっと載っておりまして、またそんなことやら、そんなに早くせんでもええやないかという一般の人の声も聞くんですけど、そこらこれで一定程度ちょっといただいたんですが、もう少し何かそういういったもんで詳しいもんがあれば教えていただきたいと思います。</p>
小寺（議長） 浅田（事務局）	<p>それでは次長。</p> <p>先ほどの7ページの資料をもう一度見ていただきたいと思います。</p> <p>旧法といところで白丸1点目の2段目に、合併算定がえの特例期間10年という大変難しい行政言葉になっております。（プラス激変緩和5年）ということが載っておるとい思います。これはいわゆる17年</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>小寺（議長）</p> <p>足立（会長）</p> <p>小寺（議長）</p> <p>浅田（事務局）</p>	<p>3月31日までに現在の法律では合併をすれば、いわゆる普通交付税を従来のそれぞれ合併する市町村の前の数値である程度認めていこうというところでございます。</p> <p>それ以外につきましては、17年4月1日以降に合併をしても残すという形になっておりますのが、右側の段階的に5年（プラス激変緩和5年）という形で、いわゆる交付税というものにつきましては残すけれども、縮小していきますよと、17年4月1日以降につきましては。そして、その残す期間が、少し見にくいんですけども、下の括弧書きで平成17年度、18年度という期間については9年、そして平成19年度、20年度につきましては7年間、そして最終の平成21年度については5年間という形しかいわゆる残しませんよという形で、今回の新しい法律が5年の時限立法という形とあわせて、こういう形で段階的に縮小されておるというところでございます。そのあたりが旧法を改正して、17年3月31日までに両町が協議をし、議会の議決を得て県の方に申請をして、18年3月31日までに新しい町になる場合には、いわゆる旧法の適用が受けられるということで、左側の10年プラス5年というものが適用されます。</p> <p>しかしながら、17年4月1日以降、また18年とか19年に合併をされた場合は、右側の方が適用されるということで、財政的な優遇措置につきましても若干の期間年数の縮小とか、そういったものが言われておるというところでございます。</p> <p>以上、少しわかりにくいんですけど、そういう説明でございます。</p> <p>いわゆる合併特例債、両町で合わせますと48億円、また基金につきましても10億8,000万円、また臨時的な経費で1億7,000万円、そういったものにつきましては、いわゆる旧法の取り扱いのみでございます、新しい法律の17年4月1日以降に合併した場合はないですよというところでございます。</p> <p>会長よりちょっと。</p> <p>もう一回事務局に確認させていただきます。</p> <p>今旧法で17年3月31日までに協議を済ませておけば、それしたら結局新法でも特例債の発行と基金の造成については適用を認めてくれるという財政的優遇措置はとられておるわけやね。</p> <p>次長どうぞ。</p> <p>はい、そのとおりでございます。会長が言われたとおりに、そういう適用になされます。しかしながら、これは先ほど冒頭に申し上げま</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>小寺（議長） 藤原（博）委員</p>	<p>したように、今国会でこういった法律がきつと通過をして可決をされればということで、現段階では100%確定されたものではございません。そのあたりだけひとつご認識をいただきたいというふうに思います。</p> <p>藤原委員どうぞ。</p> <p>そしたら、特に町民には不利益はないというふうに解釈していいわけですか。これ17年、18年ですと9年と書いてます。これはどういうことなんでしょうね。9年ですから1年……。</p>
<p>小寺（議長） 内藤（事務局長）</p>	<p>局長。</p> <p>ただいま次長からご説明いたしました日の取り扱いでございますが、要は平成18年3月31日までに合併すれば、今の現行法で合併特例債、あるいは地方交付税の合併算定替、こうした優遇措置はとれますので、法律さえ通れば1年半延長されるということでございますが、今ご質問のありました平成17年、18年の特例期間は9年となっております。これは17年度、18年度でございますから、神崎町、大河内町が仮に17年11月1日合併となりますれば、平成17年の合併でございますから特例期間は9年となるんですが、それはあくまで新法での取り扱いでございますして、今進めております18年3月31日に合併したら一番下の旧法の改正ということでの取り扱いになりますので、神崎、大河内町の合併が17年11月1日の場合は特例期間は10年と相なります。それで、下の旧法扱いは優先されません。したがって、この合併の段階的5年ということはあくまで新法扱いでございますので、ちょっとこころはややこしいところでございますが、そういうことに相なります。</p>
<p>小寺（議長）</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p>副議長。</p>
<p>多田（副議長）</p>	<p>確認なんですけども、現在合併特例現行法では、来年3月31日ということでの期限になっておりますが、新しい法律が現在国会に提出されております。成立見込みはあるものの、現在はやはり成立するであろうという前提で目標期日が設定されておりますが、今事務局の説明では、特に県のご指導もいただいて 段階では特に問題ないんだろうというふうなことでございましたが、そういうことの確認をひとつ。我々が法律に基づいてそれぞれ事業を進めていく中で、特に問題はないというふうに理解していいんでしょうか。</p>
<p>小寺（議長） 青山（副県民局長）</p>	<p>副県民局長さん、お願いいたします。</p> <p>県民局の青山でございます。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>今、兵庫県に17ほど法定の合併協議会がございますけども、今17年3月までにもう合併しようっていうところは、かなり早いことから協議した団体でございます、もうあと例えば三原郡の南淡路であるとか、豊岡市を中心とした、豊岡市になるわけですけども、そういう協議会、あるいは氷上郡、氷上市になる合併協議会って、もうかなり早いことから協議した団体は17年3月まででもう合併協議するっていう団体が4つか5つあります。そのほかの十数団体は、もう基本的にこの法律の延長を想定して今合併協議をしてるっていうのが実態でございます、そういうのが全国的にかなりありますので、多くの団体は、旧法の適用を受けてできるだけ財政支援を受けながら合併しようという流れの団体が多くおまして、そういった意味で、今法律的には17年3月31日までに合併をしなくちゃいけないということですけども、実態としては経過措置ですね、18年3月31日までの合併を目指してるという団体が非常に多いと。それですので、法律議論と実態議論と今両方あるんかと思えますけども、実態的にはそういうことですので、協議のスケジュール等をいろいろ勘案されて、ご議論していただくときにはもうある程度法律の延長っていうか、経過措置ができるということを前提にさせていただいてもいいのではないかなというふうなことで、我々も助言してるところです。</p>
小寺（議長）	<p>どうもありがとうございます。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>奥野委員どうぞ。</p>
奥野（恒）委員	<p>神崎の奥野でございます。</p> <p>先ほど説明がありました合併前のいわゆる交付税の基準は、平成17年11月1日に合併をした場合は基準年度は16年度ということになるのでしょうか。ちょっと確認をいたします。</p>
小寺（議長）	<p>内藤局長。</p>
内藤（事務局長）	<p>今お尋ねの合併前の交付税の基本となる年度というご質問ですよ。といいますのは、平成17年11月1日という合併を調整いたしますと、18年度から向こう10カ年というこの期間が合併算定がえの特例期間の10カ年という、こういうことになるかと思えます。</p>
小寺（議長）	<p>交付税の算定をするときの基準は？。</p>
内藤（事務局長）	<p>基準といいますのは、人口規模とかいろいろございますが、交付税の算定の基準となりますのは国勢調査の人口等と前年度の定数等を多く使います。したがって、18年度交付税につきましては、前年度の基本的な数値が基本と相なります。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>小寺（議長） 青山（副県民局長）</p>	<p>ちょっと副県民局長さん、お願いします。</p> <p>基準言われるのが、年度のスタートという意味では、合併期日から10年間ということです。例えば養父なんかはこの4月1日合併しますけども、そうすると17年4月1日から10年間の特例があるってということで、例えば17年、養父は16年4月1日やから16年4月から10年間ですよ。それで、例えば17年11月からっていうことになったら、17年度から10年間の特例措置があるってということです。例えば平成25年がどうだということになると、平成25年の段階で2つの町がまだ残ってるということで計算するという特例なんです。せやから、そのときに人口がどうなってるかとかというのは、それぞれまだ前の町が単独でそれぞれ残ってるということで、簡単に言えば町長さんの経費が2人分算定されるというのが合併算定替の一番大きいところで、議員さんの数とか、そういうことが10年間続くということです。その後11年目からは段階的に特例措置を減らしていくという、あと5年間の暫定期間があるということです。</p> <p>ちょっとわかります、そういうことでよろしいでしょうか。</p>
<p>小寺（議長） 奥野（恒）委員</p>	<p>奥野委員。</p> <p>交付税を言うたら保証してもらえる前年度の基準ということをおっしゃったように思うんですけど、その辺は前年度というのは何年になるんでしょうか。</p>
<p>青山（県民副局長）</p>	<p>例えば16年度の交付税額をもうそのまま維持するということじゃなしに、5年たった時点で毎年、国調があったらまた変わりますけども、人口とかいろいろ道路延長とかいろいろありますよね。それが2つの町が残ったまま算定した方がかなり高くなるってのは事実上なんです。それを一つの町として計算せずに、10年間は2つの町が存続してるという計算する、先ほど言いましたように、一番端的に言うのは、一つの町になってんのにな町長さんが2人いてるというて交付税をくれるということなんです。それで、その分をほかの経費に回せるというのが合併算定がえの特例の一番大きなみそなとこです。</p>
<p>上野（副会長）</p>	<p>少し私の方から説明をしたいと思うんですけども、基準年の17年度の交付税総額を保証するということがじゃなくって、そのときに計算された基本的な数値をもって18年、19年、20年、それぞれ計算をしていくということです。ですから、当然のことながら交付税総額が20兆円から15兆円になったら15兆円で計算をしますから、単純に言えば20分の15になるわけですよ、何ぼう17年の基準の数字を押さえても、そういうことだと思うんです。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>どうぞ、ほかにございませんか。</p> <p>事務局の方から合併の目標期日ということで17年11月1日というご説明があったんですが、この目標期日について、何か皆さんのご意見がございましたら。</p> <p>ございませんか。</p> <p>足立委員どうぞ。</p>
足立（高）委員	<p>17年11月1日にするのと、18年3月31日にするのとでは、どんな差があるんですか。</p>
小寺（議長）	<p>次長どうぞ。</p>
浅田（事務局）	<p>よく考えますと、そういう17年11月1日、12月とか1月でもいいんですけども、まず合併の期日といいますのは、特に住民の皆さん方がよくわかりやすい日、1月1日とか、4月1日とか、そういった日を設定するのが本来だと思います。そういった中で、3月31日という格好になりますと、その年度が両町の場合いるんあ小さな町でも決算なり、いろんな伝票の処理、そういったものが31日から4月1日ですと年度変わりが1日しか、1日というよりも夕方の5時から次の翌朝の朝8時までの時間しかございません。したがって、早くに合併されたところではこの3月末といったものについてはできるだけ避けた方がいいということで、そのあたりとあわせまして、私どもはコンピューターの関係とか、選挙の関係とか、そういったものを含めまして、一応逆算いたしましてそういった11月1日という目標的な期日を定めさしていただいたわけでございます。したがって、一番年度末の3月31日から4月1日というのは、少しいろんな両町の書類の整備とかそういったもので不可能に近い期日になるうかと思しますので、ご了承いただければと思います。</p>
小寺（議長）	<p>質問の趣旨とちょっと違うんよ。どう違うんやということ。遅らしても構わへんのちがうかという意味のことなんです。</p>
浅田（事務局）	<p>ちょっと質問の趣旨を勘違いしておりました。</p> <p>11月1日を別に遅らすということ全然問題ございません。ただ、3月31日といいますのは、4月1日とのそういうあれがございますので、年度変わりということがございますので、両町の出納関係とか、そういったもので移行がもうほとんど不可能に近いという状況でございます。</p>
小寺（議長）	<p>足立委員どうぞ。</p>
足立（高）委員	<p>この前の協議会のときに廣納さんが質問されたときに、11月1日になった理由は、そのようなことで遅れたというような説明やったと</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>思うんです。今いわれたような。3月31日を11月1日にしたんは、今言われた理由で伸びたということで。</p> <p>そうすと17年3月31日の合併と、それからこの17年11月1日の合併やったらどう違うんかということやね。それにお答えください。</p>
浅田（事務局）	<p>基本的に17年3月31日といいますのは、冒頭の法律、現在の法律で決められておる期日でございますけれども、本来はそれまでにしなければいけないというところでございます。しかしながら、いろんな新町の建設計画とか、両町の協議、そういったもので相当の日数を要しますので、今回私どもが両町でこの合併に関しての協議をしていこうというものは、先ほど県民局の青山局長さんが言われましたように、新法が1年間延長されるという想定のもとに協議会を進めておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。現段階では、17年3月31日までの両町の合併というのは、基本的にいろんな事務的なものも含めて不可能に近い状況でございます。</p>
小寺（議長）	<p>ほかにもございませんか。</p> <p>中山委員さんどうぞ。</p>
中山（祐）委員	<p>この協議事項は今日決めてしまわないといけないんでしょうか、この期日。</p>
小寺（議長）	<p>次長。</p>
浅田（事務局）	<p>合併期日の期日を本日決めなければならないかというご質問だと思いますけれども、先ほど少し触れたかと思えますけれども、新しく法律が現在まだこれから国会の中で審議をされて、平成16年本年6月ごろに可決をされる見通しであるという現在想定でございます。その法律が基本的に通らなければ、現在の法律ですので17年3月末という見方しかできないわけでございます。したがって、私どももそういう法律が通過するであろうという想定のもとでこの期日を提出をさせていただきました。しかしながら、前回の合併協定項目の中でも上げさせていただきましたように、合併の期日、また新町の名称とか、基本的な項目は大変重要な部分がございますので、早目にお出しをさせていただいたわけなんですけれども、先ほどの国の法律とかそういったものの関係上、事務局といたしましては新しく新法が通過するという時期を一つのまた協議事項にさせていただくということで、継続審議ということもあるのかなという部分でございます。そのあたりは、私どもは特にこの日でなければいけないということはないというふうにご理解をいただきたいと思えます。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>今、中山さんからご意見がありましたとおりで、事務局の方が今もお答えをしたんですが、議長といたしまして一応ちょっと集約をさせていただきたいと思います。</p> <p>事務局のご意見等を聞きますと、現行法の平成17年3月31日としますと、事務的なスケジュールで相当困難性があるということは理解できますし、一方平成17年11月1日としますと、幾ら目標期日でありまして現在のところ法案は成立をしていないということは事実でございますので、矛盾が生じると思います。</p> <p>したがって、いかがでしょうか、改正法案が成立するのが6月中旬ということですから、法案が成立するまでの間は継続審議とさせていただきますまして、成立後改めまして本協議会に協議事項として提出をさせていただくということはどうでしょうか。もちろん事務事業等のスケジュールは、事務局側のサイドで進めていただくということで、この協議会としては集約を図りたいと思いますが、皆さんご意見はどうでしょうか。</p> <p>会長。</p>
足立（会長）	<p>議長発言の趣旨に特に反論するわけではございません。お願いでございます。</p> <p>事務局提案、私から提案をさせていただいておりますのは、先ほど青山副局長さんがおっしゃいました現実性をとらえたものでございます。したがって、継続審議になったといたしましても、この期日には何とか決定をしていただくようお願いを申し上げておきたいと思っております。</p> <p>なお、事務局から18年3月31日になってもいいんですよというお話をさせていただきましたけれども、これは18年3月で、4月になりますと新たにまた特別選挙を行わなくてはならないということでございますので、かなり遅れてしまうということもございまして、また、11月1日というのは、新たに50日以内に新町長の選挙がございまして、新たな18年度予算は新町長によって予算編成が可能になるといったような状況等々を踏まえて提案をさせていただいておりますので、その辺についても十分なご理解を得ながら継続審議にさせていただきたい、もししていただくのであれば。</p> <p>なお、この会は全会一致が原則になっておりますので、会議の運営等々を踏まえましてそのような取り扱いを是非ともお願いを申し上げておきたい、このように思います。</p> <p>以上です。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>ただいま会長の方からも提案がありましたように、この協議第10号の合併の目標期日について、継続審議とすることについてご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
小寺（議長）	<p>ご異議がないようでございますので、協議第10号につきましては法案成立まで継続審議とさせていただきます。</p> <p>なお、事務事業等のスケジュールにつきましては、事務局側のサイドで進めていただくということによりよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、ここで14時45分まで休憩といたします。</p> <p>午後2時28分 休憩</p> <p>午後2時45分 再開</p>
小寺（議長）	<p>それでは、時間が参りましたので再開をいたします。</p> <p>次に、提案事項に入ります。</p> <p>提案第6号平成16年度神崎町・大河内町合併協議会歳入歳出予算（案）について、事務局の説明をお願いいたします。</p>
浅田（事務局）	<p>提案第6号についてご説明申し上げます。</p> <p>平成16年度歳入歳出予算（案）につきましてご説明を申し上げます。</p> <p>皆様方の会議資料の10ページの方をお開きいただきたいと思います。</p> <p>16年4月1日以降は協議会も平成16年度の予算になってまいるわけでございます。現在、両町の議会で平成16年度の当初予算のいろんな審議をしていただいております。その中にこの合併協議会への負担金といったものにつきましても予算の中に組み込まれておまして、その審議についても現在されておるところでございます。両町とも3月26日に議会の最終日ということでご予約を聞かしていただいておりますので、協議会といたしましてあくまでもその予算が、これも相当ということでございますけれども、現在町の方に要求をしております予算額が通るという見込みで予算を組まさせていただきます。</p> <p>10ページの方でご説明をさせていただきます。</p> <p>歳入歳出予算、第1条で総額をうたわしていただいております。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,330万円と定めるところでございます。</p> <p>第2条では、一時借入金ということで、地方自治法の235条の3第2項の規定によりまして一時借入金をする場合には、最高の額は</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>1,000万円と定めるということで上げさしていただいております。</p> <p>そして、3条では、歳出の予算の流用ということで、地方自治法の第220条第2項のただし書きの規定によりまして流用の条文を入れさしていただいております。</p> <p>それでは、少し飛びますけれども、13ページの方をお開きいただきたいと思っております。こちらの方で詳細なご説明をさしていただきたいと思っております。</p> <p>まず、歳入の方ですけれども、款で分担金及び負担金、負担金ということで1目負担金、本年度予算額3,329万6,000円、前年度予算額484万8,000円、比較2,844万8,000円の増でございます。これは両町、神崎町、大河内町の均等の割合でございます負担金で3,329万6,000円、両町とも1,664万8,000円の負担金を上げさしていただいております。</p> <p>2款では、繰越金ということで、平成15年度からの繰越金を組み入れさしていただくように上げさしていただいております。2,000円の額を上げさしていただいております。</p> <p>そして3款では、諸収入ということで、1項で預金利子、独自にこの協議会持っておりますので、預金利子の科目を上げさしていただいております。</p> <p>そして2項では、雑収入ということで、会議録の閲覧の実費負担とか、そういった雑収入的なものを科目設定で上げさしていただいております。</p> <p>歳入合わせまして3,330万円でございます。</p> <p>これらの両町の負担金を負担していただく際の歳出の部分の中身でございます、14ページ以降上げさしていただいております。</p> <p>まず、1款といたしまして総務費、1項総務管理費、1目で会議費ということで1,345万3,000円、前年度が193万9,000円で1,151万4,000円の増でございます。右側の方を見ていただきまして、主な内容といたしまして、まず報酬ということで790万5,000円上げさしていただいております。この主な内訳につきましては、平成16年度の協議会を開催いたします委員さんの報酬、また小委員会の委員さんの報酬、監査委員さんの報酬、これら合わせまして790万5,000円計上をさしていただいております。</p> <p>9節の旅費では、204万8,000円上げさしていただいております。これも上の会議と同様に、協議会の委員さん並びに小委員会の委</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>員さん、監査委員さんの費用弁償をお支払いするという事になってございますので、その額204万8,000円でございます。11節需用費につきましては、50万円予算を置きたいと思っております。消耗品費で20万円、食糧費で20万円、印刷製本費で10万円でございます。そして、13節委託料でございます。会議録の作成委託料ということで、協議会並びに小委員会、そういった会議の議事録を作成いただいております。それを現在、前回にも申し上げました株式会社ぎょうせいというところに委託をしております。その記録につきましては、ホームページ等にも掲載をさせていただいております。でございますけれども、その業務委託をさせていただく金額300万円でございます。ちなみに、1時間当たりの単価が約2万2,050円ほどかかるということでございます。</p> <p>2目につきまして、事務局費、本年度予算額879万6,000円、前年度予算額202万7,000円、比較676万9,000円の増ということでございます。内訳につきましては、3節職員手当ということで職員の時間外勤務手当を300万円計上させていただいております。これは4名分の時間外の手当でございます。それから、4節共済費ということで23万4,000円、臨時職員の社会保険料ということで置かせていただいております。これは協議会の臨時職員でございます私どもの事務局の植野でございます。その臨時職員の社会保険料でございます。それから、7節の賃金につきましては、201万5,000円上げさせていただいております。同じく臨時職員の植野の賃金でございます。続きまして、9節旅費で15万円、普通旅費ということで職員の県また関係機関への出張旅費ということで10万円、それから研修旅費ということで5万円、計15万円上げさせていただいております。11節の需用費につきましては、85万円計上をさせていただいております。消耗品費で50万円、印刷製本費10万円、燃料費20万円、修繕費5万円という内訳でございます。12節役務費につきましては、34万円上げさせていただいております。通信運搬費、各委員さん方への通知等を含めました通信費でございます。30万円、それから協議会の方で車両をリースいたしております。その保険料ということで4万円、計34万円予算を組まさせていただきます。そして次に、14節でございます。使用料及び賃借料ということで201万6,000円上げさせていただいております。内訳につきましては、通行料及び駐車料ということで10万円、これは主に会議とかいろんな打ち合わせに行く際の経費でございま</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>す。2点目に事務機器のリース料ということで、協議会の方でコピー機を置かしてもらっております。そのリース代ということで50万円、3点目に自動車のリース料ということで61万2,000円、協議会の方で車両を協議会がある間の車両ということでリースをさせていただいております。61万2,000円でございます。それから、両町の協議会の事務所ということで、現在大河内町役場の方で事務所を設けておりますけれども、こちらの方の部屋の使用料、部屋等光熱費とか、そういったいろんな経費にかかる分を両町折半をいたしまして大河内町の方にお支払いをするということで80万4,000円でございます。18節につきましては、備品購入費ということで10万円上げさせていただいております。それから、23節で、償還金利息及び割引料ということで1,000円の科目設定をさせていただいております。これは冒頭申し上げましたように、協議会の方で財政の計画を組んでいく中でどうしても一時的にお金を借りなければいけない、そういったときには当然利子が発生をしておりますので、こちらの方で対応してまいるとということで、現段階では科目設定のみにしてございます。</p> <p>それから、2款につきまして事業費でございます。1項が調査啓発費、1目調査啓発費ということで、本年度予算額1,091万3,000円、前年度が56万4,000円、比較1,034万9,000円の増でございます。内訳といたしましては、9節の旅費ということで、これは協議会の委員さんの研修旅費、また他の協議会とかいろんな事例を視察に行きたいといった場合の日当的なものを計上させていただいております。6万4,000円でございます。それから、13節の委託料で3つ上げさせていただいております。まず、新町のまちづくり計画委託料ということで577万5,000円、これは新町の建設計画の方を大阪のパシフィックコンサルタントという業者に委託をしております。そちらの方の経費でございます。それから2点目に、例規、事務事業の一元化、両町のすり合わせですね、そういった基礎的な策定調査を行います委託料ということで92万4,000円、これは例規専門の第一法規という会社でございます。それから3点目に、住民啓発の作成業務の委託料ということで415万円上げさせていただいております。こちらの方は、内訳といたしましてホームページの作成委託料100万円、それから合併協議会だよりということで、毎月1回両町の住民の皆さん方に合併協議のいろんな動きをお知らせしていくということで発行をさせていただく経費でございま</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>す。</p> <p>3款につきましては、予備費ということで13万8,000円組み        していただいております。</p> <p>これら歳出の出ていく分を見積もりまして、先ほどの両町への負担        金ということで1,664万8,000円を現在両町の議会の方で        審議をいただいております。</p> <p>なお、お手元に本日配付をさしていただいております別添の資料        で、ホームページの関係の資料を1枚つけさしていただいております。        こういう形でコンピューターの方で出てまいりますので、これで        それぞれ合併協議会の概要とか、活動また協定項目、そういったもの        がすべて出てまいりまして、情報公開ということでやってございませ        んので、ひとつご了承いただきたいというふうに思います。</p> <p>以上、簡単ではございますけれども、報告申し上げます。</p> <p>済いません、1点ご訂正をお願いしたいと思います。</p> <p>13ページの歳入の前年度予算額が、お手元に配付に資料、負担金        のところ、484万8,000円になっておりますけれども、これは        下の472万8,000円が合っておりますので、上の「4,84        8」を「4,728」にご訂正をいただきたいというふうに思いま        す。そして、比較の方も現在のところ「28,448」と上げており        ますけれども、「28,568」にご訂正をいただきたいと思いま        す。再度申し上げます。13ページの前年度予算額、負担金のところ        で「4,848」と上がっておりますのが「4,728」、そして比        較の方も「28,568」にご訂正をお願いしたいというふうに思いま        す。</p> <p>以上でございます。</p>
小寺（議長）	<p>ただいまの神崎町・大河内町合併協議会予算について質疑を受け        たいと思います。</p> <p>質疑のある方はどうぞ。</p> <p>質問ございませんか。</p> <p>竹國さんどうぞ。</p>
竹國委員	<p>15ページの委託料のところにあります新町まちづくり計画委託        料、今説明で大阪のパシフィックコンサルタントに委託されてるよう        にお聞きしたんですが、それをちょっと説明いただきたいと思いま        す。</p>
小寺（議長） 浅田（事務局）	<p>浅田次長。</p> <p>ご説明申し上げます。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>小寺（議長）</p> <p>足立（会長）</p>	<p>新町の建設計画、この場合わかりやすくまちづくり計画というふう に書かしていただいております。現在、両町にはそれぞれ町の将来の 見通しをやっていきますビジョン、いわゆる総合計画、振興計画とい ったものが全国の自治体にはすべてございます。そして、この合併協 議会の場合も、合併する関係の市町村が新しい町になる場合にそうい った新しい計画が必要になります。また、合併特例法という中におい ても、それをやりなさいということになってございまして、なかなか 私ども両町の職員が寄っても時間的なものが制約がございまして、ま た専門的なノウハウも持ち備えておりません。そういった意味で、こ の新町の建設計画といったものにつきましては、全国の他の事例も見 ながら業者にコンサル委託をしておるところが大半でございまして、 私どもの協議会につきましても、去る2月6日にこの業者の選定をす べくコンサルを行いまして決定をさしていただき、現在その作業に入 らしていただいております。</p> <p>なお、そのパシフィックコンサルタントという会社につきましては は、実績等もございまして、最近では、両町皆さん方に少し前になり ますけれども、神崎郡5町とそれから飾磨郡夢前町の6町の財政シミ ュレーション等々を作られた会社というふうなことでございまして、 最近ではこの東の方にございまして氷上郡の方が新しく丹波市という格 好になるんですけれども、そちらの方でこういった新町建設計画をさ れておるところで、そちらの方に専門的な部分を、両町が合併 すればどういうふうな町になるんだというふうなたたき台を現在お願 いしておるところでございまして。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>会長どうぞ。</p> <p>両町の合併協議会に向けての事務局でございまして。現在、賢明に少 人数で頑張ってくれておりまして、その中でやはり専門性というところ で業者委託もやっていかななくてはならないというところございま すし、また超過勤務手当や職員手当等におきましてもこのような多額 を設定させていただいておりますけれども、どうしても短期間に所要 の業務を完了しなければならないというところ無理を言っているところ でございまして、どうぞご理解をちょうだいいたしたいと、この ように思います。</p> <p>さて、この両町における負担でございましてけれども、この負担につ きましては、できるだけ合併支援費を活用いたしまして両町の税の投 入をできるだけ抑えながら予算編成を両町において今提案をさせてい</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>ただきまして、議会でご審議を賜っておるところでございます。今日提案いたしました内容におきまして、今特にご質疑がないようでございますけれども、私どもといたしましては、実は4月1日からこの予算の執行をしなくてはならないというところでございます。しかしながら、現在、今申し上げましたように議会で審議がなされておりまして、この予算の議決が両町におきまして多分24日、6日ごろまでに行われるというところでございます、その議決が行われないとこの予算も確定できないというところでございます。</p> <p>また、合併協議会の予定がこの月末まで、3月31日までには今のところ予定されておらないというところから、4月1日の執行にはこの予算のどうしても決定をしなくてはならないというところで、大変申しわけないんでありますけれども、両町の議会の議決が終わって、3月31日で会長の専決処分という形でお願いをいたしたいと、このように思います。なお、次回の協議会におきましては、その状況につきましてご説明、ご報告を申し上げるということで何とかご理解を賜りたいと、このように思います。議長さんにその辺の取り扱いよろしくお願いを申し上げたいと思います。</p> <p>ただいま会長より、予算につきまして3月31日をもちまして専決といたしますと、会長が専決をされて次の協議会でその状況について報告をするというようなやり方でございますが、会長のご提案につきまして皆さんにご意見を求めたいと思います。</p> <p>会長の提案についてご異議がないと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
小寺（議長）	<p>ご異議ないようございますので、ただいま会長が提案をされましたように、両町の議会で予算が議決をされました後を受けまして、3月31日でもって会長によって専決処分していただき、次回の法定協議会において状況を報告をさしていただくということに決定をさせていただきます。</p> <p>それでは、引き続きまして、提案第6号の平成16年度神崎町・大河内町合併協議会歳入歳出予算（案）についての提案を終わりました、提案第7号電算システムの取り扱いについて、事務局の説明をお願いいたします。</p>
浅田（事務局）	<p>それでは、提案第7号につきましてご説明を申し上げます。</p> <p>電算システムの取り扱いについて。</p> <p>電算システムの取り扱いについて提出する。平成16年3月20提</p>

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>出、神崎町・大河内町合併協議会会長足立理秋。</p> <p>両町のいわゆるいろんな住民基本台帳、住民票また印鑑証明、税の収納、そういったものは近年のいわゆるコンピューター化ということでございまして、両町ともほとんどの業務の中に電算システムというものが入れられてございます。そして、両町においては機種が若干違いまして、神崎町さんは富士通さん、大河内はNEC、またソフトはいろいろあるんですけれども、そういう基本的な基幹の部分が違ってございます。そういった中で、この合併に伴う電算システムの新規の構築を図っていく必要がございます。</p> <p>また、合併協定項目の方でも電算システム事業については上げておるわけなんでございます。ちなみに、大河内町ではコンピューターが最初に大きなものから導入されましたのが昭和62年度でございます。神崎町は平成2年度に導入をなされて今日まで来ておるわけなんですけれども、新しい町になった場合には、当然そういった電算機のシステムというものを統一する必要がございますので、協議会の方で大きな項目、特に他の事例ではよく見られますように、電算機の設置の金額というものがやはり億を超える額になってまいるところでございます。そういった中で、事務的な部分につきましては電算部会というものを両町設けてございますので、その電算部会の中で検討をいただきますけれども、大きな基幹システムまた金額、協議会には当初1億円ぐらいでできますと言いながら、ふたをあけてみますと5億円かかりました、6億円かかりましたというふうなことのないようにだけ今後していきたいというふうに、よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>これまで電算部会ということで両町の課長さんを中心に、既に2月25日を皮切りに3月1日と2回開催をしていただきまして、そして両町の基本的な大きな部分が違いますので、他の協議会でも電算の統一化に向けては、いわゆるこれもコンサルティングを入れましているんな総合調整、または基本的な策定業務をされておるところが実態というふうに聞いてございます。当協議会におきましても、基本的に機種が違うためにそういった大きな問題が生じてまいると思います。そして、项目的にもたくさんございますので、その辺につきまして、3月23日にそういう業者にまたこれもコンペをしていただきまして、できるかできないかということも含めて事務局の方で調整をしまいたいというふうに考えておるところでございます。</p> <p>そして、お手元の資料の18ページの方を少しお開きいただきたいと思ひます。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>当然この電算システム、大変高額な経費を要するわけなんですけれども、先ほど会長の方からも申しあげましたように、合併につきましては電算システムのみならず、国また県の方から財政的な支援がございます。そこで大きな項目のみ上げさしていただいておりますけれども、合併後移行経費に要する特別交付税という難しい言葉を使いますけれども、特別な事情があるからそういったものを措置しましょうと、いわゆる合併という特殊な事情があるから交付税というもので措置しましょうというのが1点ございます。そういった中でも、当然電算システムといったものも一部含まれてまいります。</p> <p>それから2点目に、そういう財政措置といたしまして、借金なんですけれども、合併推進債という借金をすることができます。大変有利な借金ということでございます。</p> <p>それから3点目に、こういった合併市町村のまちづくりのために、準備金とか、また合併後の3カ年度にわたりまして補助をしていこうと、新町建設計画に基づくいろんな臨時的な経費が出てまいりますので、そういったものでも援助をしていこうということで、3年間で1億8,000万円ございます。この中には、当然新町の建設計画に基づくもの、そういった中には電算システム、合併までに決まらない分、いわゆる新しい町になった場合にシステムを一つにしていかなければならないものなども今後発生してまいりますので、そういったものも新町の建設計画の中で情報化というようものをうたいながらそういった経費で対応してまいりたいというところでございます。</p> <p>それから、国以外に兵庫県からの支援といたしまして、こちらの方ではよく耳にされるとお思いますけれども、県の単独の助成事業で自治振興事業の助成補助事業といったものがございます。近年では皆さん方両町の場合、下水道などを多額の経費が要った場合に受益者負担の軽減といったものをこの自治振が対応をしていただいております。両町ともいろんな道路関係また河川、いろんなものに財源を、競馬の方の収益等をもとに作られた単独の事業でございまして、昭和39年に作られておるところでございます。当然、補助率とかいろんなものがあるんですけれども、それぞれの町の財政力に応じて交付をされるといったものの中にも、いわゆるこういう合併に関する国の支援とあわせて県の方も支援していこうというふうな制度がございます。</p> <p>これらを電算のみならず、新町の建設計画とかいろんなものに充当しながらご支援をいただくというところでございます。したがって、この中で電算部分だけが幾らなんだといったことにつきまして</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>は、ちょっとなかなか数字として現段階では出てまいりませんので、大きく大局的に見ていただいて、こういったものを受けながらその中で電算システムも整備をしてまいるというふうにひとつご理解をいただきたいというふうに思います。</p> <p>そして、19ページの方ではたくさん並べておりますけれども、大きな項目といたしまして、皆さん方直接住民サービスにつながります住民票、印鑑証明また税の関係、国民年金、国保、そういったものもほとんどこういったコンピューターで動いておりますので、ここで上げております項目以外にも単独でいろいろ動いております。そういったものも両町これから調整をしてやってまいる必要がございますので、部会の方もいち早く動いております、相当の期間、また相当の経費を要するというので、協議会の協定項目の中にもございますので、詳細な部分につきましては事務方で進めてまいりませけれども、大きな問題につきましては、当然協議会の協議事項に今後も上げてまいりたいというところでご提案をさせていただきました。</p> <p>以上でございます。</p> <p>それでは、電算システムの取り扱いについての説明が事務局よりございました。</p> <p>このことにつきまして、ご質問等ございましたらお受けをしたいと思います。</p>
立石（富）委員	<p>ご質問等ございませんか。</p> <p>立石委員どうぞ。</p> <p>大河内の立石でございます。</p> <p>1点だけひとつお尋ねをします。</p> <p>国や県の支援策はここにある程度詳しく書いてあるんでわかるんですが、両町の電算システム、同じ機種に統一して入れかえするということですね、はっきり言えば、細かい話はえんですが、この事業費が一体どれくらいかかるもんか、これだけちょっと教えていただきたいと思います。</p>
小寺（議長） 浅田（事務局）	<p>以上です。</p> <p>次長どうぞ。</p> <p>先ほどのご質問につきましては、現在事務局の方でその辺を調整して、次回の協議会のときに概算額をお知らせできればなという状況でございます。したがって、現段階では新しい機種、またもしくは両町のいずれかの機種に、例えば大河内町の現在使っておるやつに統一するとかといったことで経費が違ってまいりますので、その辺も比</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
立石（富）委員 小寺（議長） 藤原（幹事会）	<p>             較表的なものを作りながら、新しい場合はこれぐらい要ります、例えば両町のいずれからに統一した場合にはこれぐらい要りますといったものの概算額が出せるようにしてまいりますので、その辺本日の段階では大きな概算額という意味では持ってございませんので、了承をいただければと思います。ただ、一例参考といたしまして、但馬の浜坂、温泉の方でされておりますところでは、同じ機種を使われておるんですけど、約4億円に近いお金が必要じゃあないかというふうなことが協議会記録の中で数字として出ております。           </p> <p>             以上でございます。           </p> <p>             はい、わかりました。           </p> <p>             どうぞ、税務課長。           </p> <p>             電算部会の関係で担当をいたしておる藤原でございます。           </p> <p>             事務局の方からる説明があったんですが、一、二点ちょっと補足をしておきたい、先ほど立石委員さんの方からもありました費用の関係等につきましても含めてしたいと思いますが、なぜこの時期に電算システムの提案を既にさせていただくかということ、まず1点あるんですが、これにつきましては、前の協議会の中でもご報告を申し上げておりますけれども、この電算システム、2町でございますけれども、検討をし、そのシステムを構築をするという部分では、通常今までの先進事例でも22カ月とか3カ月とかという非常に長期間必要なわけでございます。それが1点ございますので、今の段階でお出しをしてるということ、まず1点お含みをいただきたいということと、そういうことですので、もう既に2度部会を開催をし、専門的な部分から検討を加えておりますことと、これにまたいわゆる専門業者と、いわゆるコンサルという部分が出てまいります。その今検討もいたしております。そういったところ辺の部分も含めまして、次回までには今立石委員さんのおっしゃられる部分についても概略の検討ができるのではないかと、こういうことで今計画をいたしておりますので、よろしく願いをいたします。           </p>
小寺（議長）	<p>             どうもありがとうございました。           </p> <p>             ほかにご質問ございませんか。           </p> <p>             〔「なし」と呼ぶ者あり〕           </p>
小寺（議長）  浅田（事務局）	<p>             ご質問がないようですので、次に5番のその他に入らせていただきます。           </p> <p>             事務局、説明をお願いいたします。           </p> <p>             その他につきましてご説明申し上げます。           </p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>まず、1点目が第4回の協議会の開催というところでございます。先ほど電算の部会長からも申し上げましたように、電算に係るさまざまな経費、そういったものの関係、それから去る3月12日に両町の課長級を中心とした正・副の分科会長会議を開催をいたしまして、両町で1,530ほどのすり合わせをしていく項目が出てまいりました。それに基づきまして、両町がこれから事務担当を含めまして動き始めてまいります。そういった中で、少しお時間がちょうだいしたいということがまず1点でございます。したがって、申し合わせ事項どおりに進みますと3月31日に開催という予定をいたしておったわけなんですけれども、少し期間を延ばしていただきまして、協議会の開催につきましては、幹事会の方で調整をさしていただいて協議項目等を検討していきたいというふうに考えますので、ご了承をいただきたいと。なお、場所等につきましては、第4回目は神崎町のケーブルネットワークの局舎ということになってございますので、そちらの方は申し合わせどおりにさしていただきたいと思います。日にちの関係だけ、4月に入りましてからという形で、協議項目とあわせて再度ご通知、ご案内を差し上げるということで、まず1点ご了解をいただきたいところでございます。</p> <p>それから2点目に、本日報告をさしていただきました小委員会のもう一つの方の新町の名称それから庁舎等の検討の小委員会の開催なんですけれども、10名の委員さんには本日ご通知文書を机の上に置かせていただいております。4月14日水曜日午後1時30分から、場所は神崎町ケーブルネットワークの局舎におきまして、議題を5項目上げさせていただきます。新町建設計画の小委員会と同様に、委員長、副委員長の互選をいただきまして小委員会の運営方針を決めていただきたいというふうに思います。そして、協議項目でございます新町の名称、庁舎等事務所の位置、そういったものにつきまして少し協議をいただければというふうに考えておるところでございます。こちらの方は、分科会がございませんので、これから委員さんの調整をして順次開催をしてまいりたいというふうに考えております。</p> <p>以上2点、その他ということで、お知らせとお願いということでもよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、今その他の報告がございました。</p> <p>委員さんの方から何か聞いておきたいということがございましたらお受けをいたしたいと思っております。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
藤原（安）委員	<p>藤原委員どうぞ。 大河内町の藤原です。 今、次の協議会についてはまた報告をさしていただくというふうなお話でしたけれども、第1回の協議会の折に日程等は全部3月まででしたか上がっていましたですね、それはもう全部狂うということですか。</p>
小寺（議長）	次長。
浅田（事務局）	<p>私ども事務局、その協議項目とか協議次第また事務事業の調整、そのあたりと十分日にちの整合性、そういったものを時間的な問題も含めて月2回というふうな形で申し上げさしていただいたと思います。しかしながら、協議会を開かしていただくにつきましても、ある程度協議項目とかいろんな問題がなければ、やはり協議会と言えども1回の開催にやはり委員報酬という形で多額の経費を要してまいりますので、その辺も効率的にきちっとやってまいりたいというふうな部分でひとつご了承いただければと思うわけなんですけれども、若干今回の場合は、事務局の大変不手際なんですけれども、順調よく進んでまいりましたので、3月4回開催の予定をしておったんですけれども、予算上両町の都合等もございまして3回の予算しか組んでいなかったという不手際も1点はございます。しかしながら、先ほど言いました事務事業の関係、また部会での調整、協議項目、そういった部分で若干時間的なものをちょうだいしたいという部分が本音でございます。</p> <p>日にちはできるだけ微調整をさしていただきながら、申し合わせ事項に沿った形では進めさしていただきたいというふうには考えております。若干の狂いは出てくるかもわからないというところでございます。</p>
藤原（安）委員	わかりました。
小寺（議長）	ほかにございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
小寺（議長）	<p>ないようでございますので、これで終わりたいと思います。 本日は、委員の皆様方終始熱心にご審議をいただきましてありがとうございました。 また、県会議員の前川先生、途中退席をされましたんですが、前川先生、それから青山の副県民局長さんいおかれましても、土曜日ということにかかわりませずご同席をいただきまして、まことにありがとうございました。 いよいよ春本番を迎えます。皆様におかれましても今後ともご自愛</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>をいただきまして、当協議会にご尽力いただけますようお願いを申し上げます、本日は本会を閉会とさせていただきますと思います。本日はどうもご苦労さんでございました。ありがとうございました。</p>